

(案)

物 品 供 給 契 約 書

品 名	DMA Tカー（ドクターカー）									
仕様（規格）	別紙仕様書のとおり									
数 量	1 台									
納 品 期 限	令和 2 年 3 月 3 1 日									
納 品 場 所	堺市立総合医療センター 救急ロータリー									
契 約 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
	（うち取引に係る消費税額等¥ ）									
契 約 保 証 金	免 除									

上記の物品について、地方独立行政法人堺市立病院機構を「発注者」、物品供給者を「受注者」として、次の条項により物品供給契約を締結し、信義に従い、誠実に契約を履行するものとする。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住 所 堺 市 西 区 家 原 寺 町 1 丁 1 番 1 号

氏 名 地 方 独 立 行 政 法 人 堺 市 立 病 院 機 構

代表者 理 事 長 門 田 守 人 ⑩

受注者 住 所

氏 名

代表者 ⑩

(総則)

第1条 受注者は、頭書の物品（以下「契約物品」という。）に関し、この契約書の定めるところにより、頭書の期限までにこれを納品しなければならない。

(関係法令の遵守)

第2条 受注者は、この契約の履行にあたり、民法（明治29年4月27日法律第89号）その他関係する法令を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人等)

第3条の2 受注者は、この契約の履行について、当該契約の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者がこの契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 受注者は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 発注者は、受注者が暴排条例に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、受注者に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(不当介入等に対する措置)

第3条の3 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）から不当な介入（契約の適正な履行を妨げる妨害をいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

2 受注者は、受任者又は下請負人が暴力団又は暴力団員から不当介入等を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該受任者又は下請負人に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

3 発注者は、受注者、受任者又は下請負人が前2項に規定する不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が前2項の規定により適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が完了した後も同様とする。

(著作権の帰属)

第5条 この契約の履行により著作権が生ずるときは、当該著作権は、発注者に帰属する。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、契約物品の全部又は一部について、特許権その他第三者の権利が設定されている場合において、この契約の履行につき第三者から異議の申出があったときは、すべて受注者の負担及び責任で解決しなければならない。

(運搬費の負担)

第7条 契約物品の納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(納品及び検査)

第8条 受注者は、契約物品を納品したときは、品名、数量、単価、金額等を記載した納品書を添えて発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会いのうえ、契約物品の検査を行わなければならない。

3 発注者は、契約物品について必要があると認めたときは、受注者の立会いのうえ、製作段階における中間検査を行うことができる。

4 受注者は、正当な理由なく前2項に規定する検査に立ち会わなかった場合は、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。

5 発注者は、第2項又は第3項に規定する検査の結果、契約物品の全部又は一部が不合格であると認めたときは、受注者に対し修繕若しくは交換を求め、又は受領を拒否することができる。

6 受注者は、前項の規定によって生じた損害を全て負担し、受領を拒否された物品は、速やかに引

き取らなければならない。この場合において、当該物品を受注者が引き取らないときは、発注者は、当該物品の保管の責めを負わないものとする。

(所有権等)

第9条 契約物品の所有権は、前条第2項に規定する検査に合格した時に、受注者から発注者に移転するものとする。

2 契約物品の所有権移転前に契約物品又は材料について生じた損害その他業務の施行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(契約代金の支払い)

第10条 受注者は、第8条第2項に規定する検査に合格したときは、発注者の指定する書面をもって契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約代金の請求を受けたときは、翌月末日までに契約代金を支払うものとする。

(契約内容の変更)

第11条 発注者は、必要が生じたときは、受注者と協議のうえ、契約物品の仕様、数量又は納品期限の変更を求めることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、両者協議して書面により定めるものとする。

(納品期限の延期)

第12条 受注者は、天災その他の不可抗力により、期限内に契約物品を納品できないときは、直ちにその理由を発注者に通知し、納入期限の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の申出があったときは、その理由を審査し、正当と認めるときは、受注者と協議のうえ、納入期限の延長日数を定めるものとする。

(延滞違約金の徴収)

第13条 受注者は、期限内に契約物品の全部又は一部を納品しないときは、遅延部分に対する対価につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率を乗じて計算した額の延滞遅延金を支払わなければならない。ただし、前条第2項の規定により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

(一般的損害)

第14条 受注者は、この契約による債務の履行に際し、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(かし担保責任)

第15条 受注者は、既納契約物品にかしがあるときは、当該契約物品の納品完了の日から1年間担保責任を負わなければならない。ただし、当該かしが受注者の故意又は重大な過失による場合には、担保責任の期間は3年とする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行できる見込がないとき。

(2) 本契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(3) 本契約の履行にあたり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(4) 契約の目的物の販売に関し、法令上の資格を要する場合において、その資格を喪失したとき。

(5) 破産、民事再生、会社更生、会社整理及び特別清算のいずれかの申立てをしたとき、又はこれらと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。

(6) 前各号のほか契約事項に違反したとき。

(7) 暴力団又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、違約金として契約代金の100分の10に相当する金額を徴収するものとする。

3 前項の違約金を徴収した場合であっても、発注者は、契約解除により損害が発生したときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、この契約において、その履行が完了しない間は、第16条第1項各号及び第16条の2第1項各号に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、両者協議のうえ定める。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第11条の規定により契約内容の変更を発注者が申し出た場合において、契約金額が3分の2以

上に減少するとき。

(2) 発注者の責めに帰すべき理由により、この契約を履行できない状態が相当の期間にわたる場合であって、受注者が重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により契約物品を納入することが不可能になったとき。

(不正な行為等に係る賠償額の予約)

第19条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除にかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額の10分の2に相当する額に、当該契約金額についてその支払が完了した日から支払遅延防止法第8条の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項（独禁法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。

(4) 本項第1号及び第2号に規定する審決に対して、受注者が独禁法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(5) 受注者又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると発注者が認めるとき。

2 前項（第5号を除く。）の規定は、審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合に該当するときは、これを適用しないものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者が受注者に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約に関する紛争の解決)

第20条 この契約に関し、両者間に疑義が生じたときは、両者協議のうえ解決するものとする。

(管轄の合意)

第21条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）、地方独立行政法人法施行令（第15号政令第486号）及び地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程によるほか、必要に応じて両者協議して定める。